

議案第五十九号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和五十三年杉並区条例第四十号）の
一部を次のように改正する。

別表第一区民集会所の項中

杉並区立八成区民集会所	杉並区井草一丁目三番二号
-------------	--------------

を

杉並区立八成区民集会所	杉並区井草一丁目三番二号
杉並区立高円寺北区民集会所	杉並区高円寺北三丁目二五番九号

に改める。

別表第二（一）杉並区立八成区民集会所の項の次に次のように加える。

杉並区立
高円寺北
区民集会
所

別表第三(一) 杉並区立八成区民集会所の項の次に次のように加える。

第二集会室	第一集会室	和室	第六集会室		第五集会室	第四集会室	第三集会室	第二集会室	第一集会室
			特別なパント リールを使用 しない場合	特別なパント リールを使用 する場合					
八〇〇円	八〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、六〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円
一、〇五〇円	一、〇五〇円	三、一〇〇円	一、五〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	二、一〇〇円	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
八〇〇円	八〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、六〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円

杉並区立
高円寺北
区民集会
所

和室	第六集会室		第五集会室	第四集会室	第三集会室
	特別パント リールを使用 しない場合	特別パント リールを使用 する場合			
一、一五〇円	五五〇円	七〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	五五〇円
一、五五〇円	七五〇円	九〇〇円	九〇〇円	一、〇五〇円	七五〇円
一、一五〇円	五五〇円	七〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	五五〇円

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第二（一）及び別表第三（一）に規定する杉並区立高円寺北区民集会所の施設の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように

改正する。

別表第二十一 阿佐谷区民事務所の項中

高円寺北会議室	洋室一	三五・七	七〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
"	"	三四・二	五〇〇円	九〇〇円	九〇〇円
"	"	三七・八	八〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
"	"	三七・〇	八〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
"	和室一	五〇・七	九〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
"	二	一七・二	三〇〇円	四〇〇円	四〇〇円

を削る。

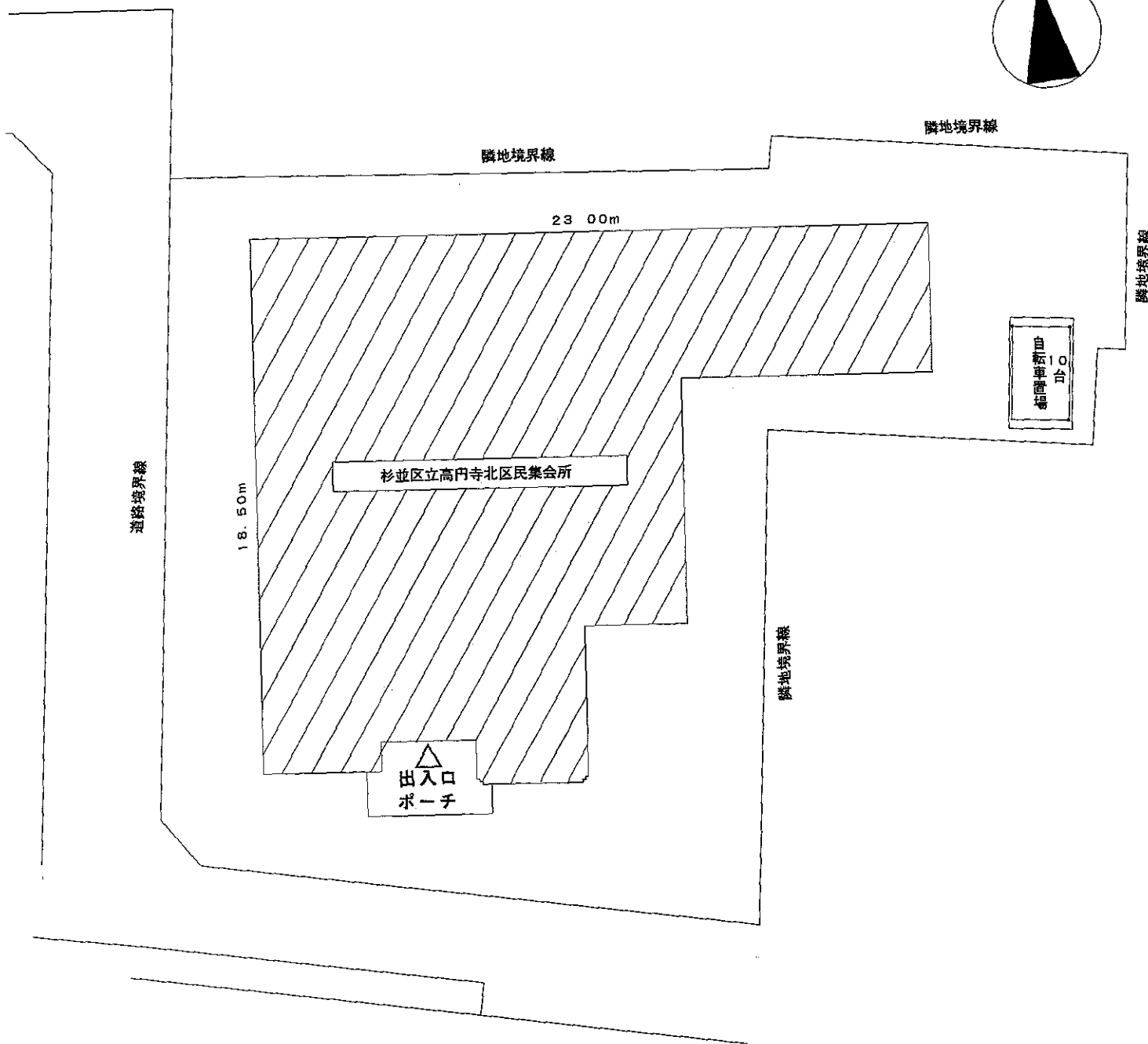
(提案理由)

区民集会所一箇所の設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。

資料2

杉並区立高円寺北区民集会所 配置図



S = 1 : 200

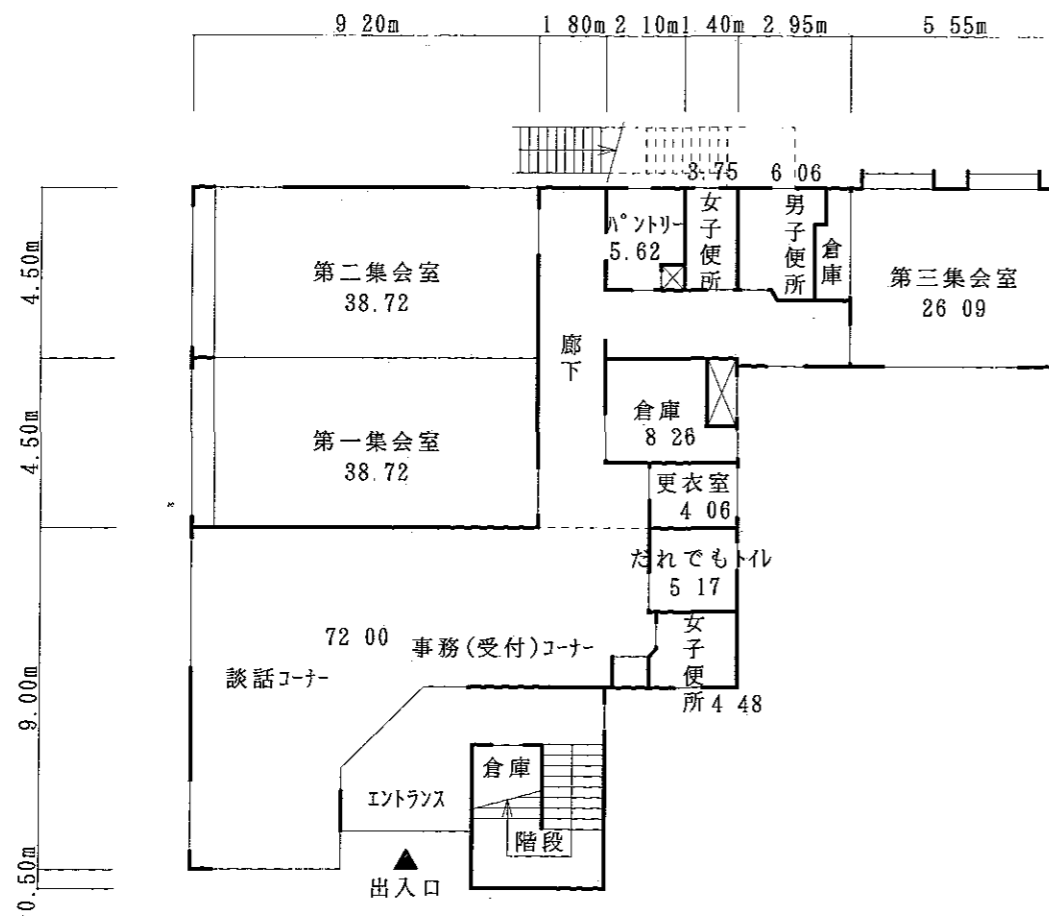


構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建
敷地面積	613.99㎡
建築面積	293.92㎡
延床面積	534.24㎡

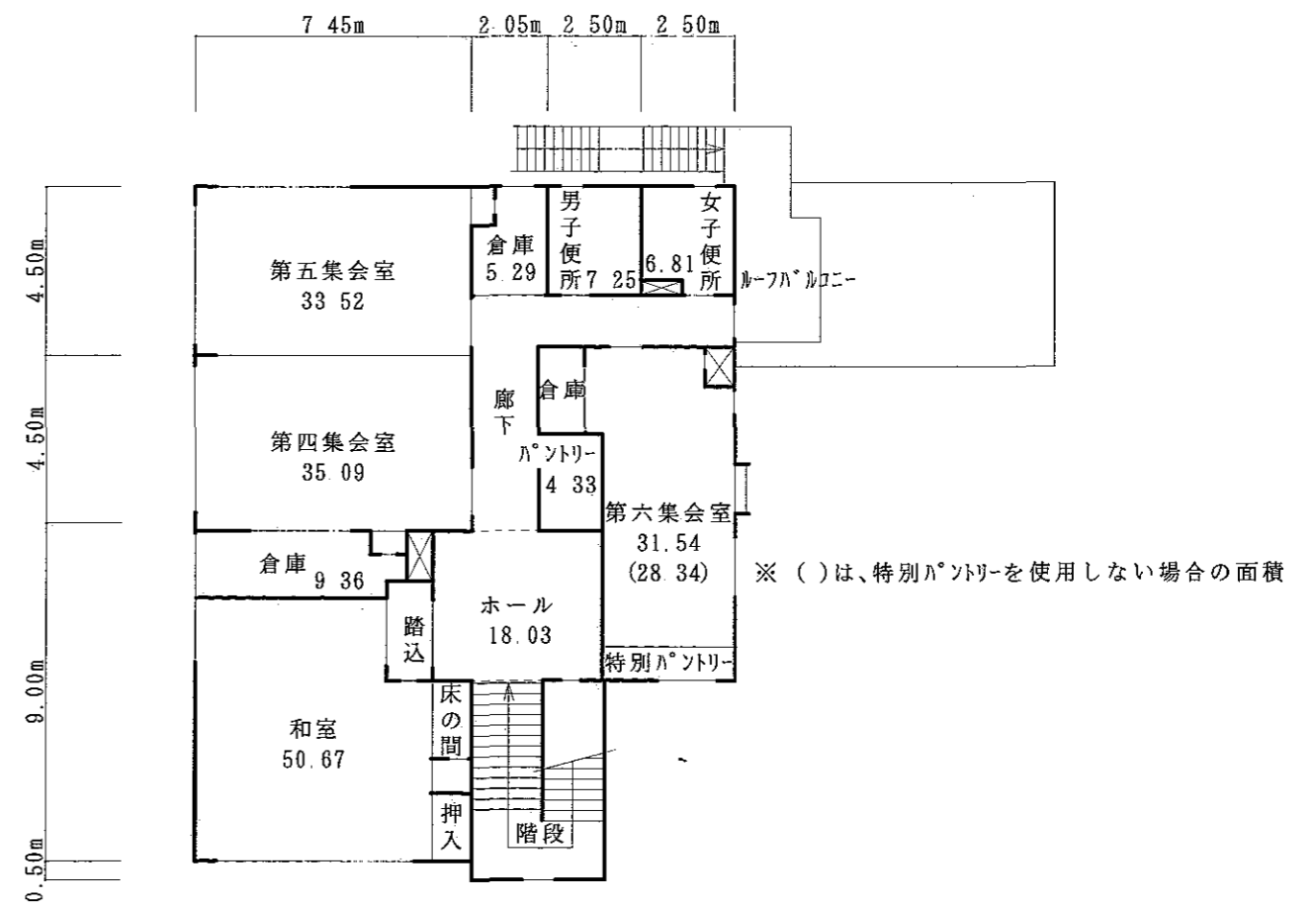
資料 3

杉並区立高円寺北区民集会所 平面図

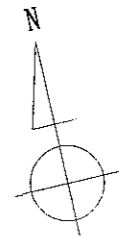
- 凡例 注1 各室の数字は面積 (m²) を示す。
 注2  はパイプスペースを示す。
 注3  は階段上り方向を示す。



1階平面図 S=1/200



2階平面図 S=1/200



※ () は、特別ハントリを使用しない場合の面積